

第6次国立大学法人等施設整備5か年計画等を踏まえた 国立大学法人等施設整備の加速に向けて

令和8年5月18日
国立大学法人等施設整備に関する検討会

全国の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「大学等」という）においては、「知と人材の集積拠点」として複雑化する社会課題に教育と研究を通じて挑み、その成果を社会に還元するという使命を有している。大学等の施設は、我が国の高等教育と学術研究の水準の向上・発展を図るための国家的な資産を形成するものであり、地域の貴重な公共財でもある。産学官等の多様なステークホルダーが共創活動を行うイノベーション・コモンズ（共創拠点）として地域や世界と共に発展していくことが期待されている。また、大規模自然災害の発生時には大学等のキャンパスが地域の避難所となりうること、さらに、附属病院については高度医療の要としての役割が期待されている。

本検討会においては、大学等の施設整備事業に係る整備方針を策定している。整備方針に基づき施設整備を推進するにあたり、現行の予算規模では多くの大学等において高度経済成長期に建設した教育研究施設が十分に改修できず、いつ事故が発生してもおかしくない深刻な老朽施設が残存するとともに、旧態依然とした環境で活動することを余儀なくされている実態がある。

本検討会においては、これを一刻も早く改善すべき課題であると認識し、日本成長戦略を強力に推進する基盤として、大学等の教育研究環境を改善し、キャンパス全体の共創拠点化を図るため以下に取り組む必要があると考える。

1. 近年の物価高騰にも対応した補助金の大幅拡充

老朽化した施設を安全・安心かつ最新の教育研究環境に刷新する戦略的リノベーションや改築等により、大学キャンパス全体を産学官等の多様なステークホルダーが活躍する共創拠点とする必要があるが、現状の予算規模では大学等からの要求にこたえきれていないため、施設整備費補助金の大幅な拡充による緊急的な支援が必要。

2. 補正予算からの脱却による計画的な施設整備の推進

近年、施設整備費補助金は当初予算の2倍程度の金額を補正予算で措置することが常態化しており、長期間の工期が確保できない等の実務的な支障が発生している。こうした状態を解消するためにも、当初予算を前提とした安定的な予算措置が必要。

3. 各大学等における中長期的な施設整備計画の策定支援

計画的な施設整備を推進するため、各大学等が検討する中長期的な施設整備計画の策定・更新や戦略的な施設マネジメントの推進に係る支援が必要。